

「泉大津市地域防災計画(修正案)」に対する市民意見等の要旨と泉大津市の考え方

泉大津市地域防災計画(修正案)に対する市民意見等の募集をした結果、4人の方からご意見が寄せられました。寄せられたご意見に対する泉大津市の考え方等は、以下のとおりです。

- 1 募集期間 : 令和7年12月8日(月)から令和8年1月9日(金)まで
- 2 提出方法 : 意見募集箱への投函、郵送、FAX、電子メールまたは危機管理課へ持参
- 3 提出人数 : 4人
- 4 提出件数 : 8件

No.	市民意見等の要旨	泉大津市の考え方
1	<p>市民の生命と財産を災害から保護するため、詳細かつ具体的に考慮していただき、ありがとうございます。</p> <p>ただ、災害が大規模になればなるほど、計画に記載されたものは実行しにくくなりますので、もっと地域住民に委ねた方がよいのではないのでしょうか。</p> <p>行政も万能ではないのですから、できないことはできないと明記し、地域に自主的に対処するよう求めた方がよろしいかと思えます。その方が地域住民も真剣に「我が事」と考えるようになると思えます。</p> <p>また、和暦と西暦が併記されていて、経過年数等が分かりやすいと思いました。</p>	<p>本計画は、市として実施すべき事項を中心に整理・記載していますが、実際の災害対応においては、被害の規模や状況により、計画どおりの対応が困難となる場合も想定されますので、行政が担う役割には限界があることを前提に、平時から地域住民や自主防災組織が主体的に防災活動に取り組んでいただくことが不可欠であると考えています。</p> <p>お示しのように、災害が大規模になるほど、地域住民一人ひとりや自主防災組織による自助・共助の取組が極めて重要となりますので、本計画の内容を分かりやすく周知するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の醸成に向け、自主防災組織の活動支援や防災訓練、防災啓発の充実に引き続き取り組んでまいります。(総則-22)</p> <p>和暦及び西暦の併記につきましては、今回の計画からそのように表記を改めたところです。(全般)</p>

No.	市民意見等の要旨	泉大津市の考え方
2	<p>平常時においてさえ、インターネットやSNSには誤った情報や偽りの情報が溢れています。ましてや災害時においては、SNS等にさらに多くのデマや誤った情報が投稿・掲載されることが懸念されます。</p> <p>応急73ページの「第1災害広報」に、「市は、インターネット上の偽情報・誤情報について、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努めるものとする。」と記載されています。確かに、インターネットの情報ですが、SNSから情報を入手する人も多くおられるので、「インターネット上」ではなく「SNSやインターネット上」に記載内容を修正してはいかがでしょうか。</p>	<p>災害時においては、SNS等を通じて誤情報や偽情報が拡散されるおそれがあり、市民の皆様が正確な情報を入手することができる環境の確保は重要だと認識しています。</p> <p>本計画で記載している「インターネット上の偽情報・誤情報」には、SNSを含む各種オンライン媒体を想定していますので、災害時の情報発信や注意喚起にあたっては、SNSによる情報拡散の特性(特にSNSの場合、誰もが容易に情報発信できることから、正しくない情報もある。)を踏まえ、市民の皆様に分かりやすい周知に努めてまいります。(応急-73)</p>
3	<p>防災のリスクマネジメントとして、リスクの洗い出しが必要。大阪湾岸・泉州地域に存在すると評価されている活断層(大阪湾断層帯や大阪湾南東岸断層帯など)に関する国・府の調査結果が、現在の地域防災計画に十分反映されていないように見受けられるため、当該活断層の存在や、それに伴う地震・津波等のリスク想定、また、1946年の昭和南海地震をはじめとする泉大津市および周辺地域における過去の実際の被災経験を、防災上の教訓として計画に明記していただきたい。</p>	<p>防災におけるリスクマネジメントの観点から、想定される災害リスクを的確に把握し、地域防災計画に反映していくことは重要であると認識しています。</p> <p>本計画では、国及び大阪府が公表している地震・津波被害想定を踏まえ、上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯に加え、南海トラフ巨大地震による被害想定を記載し、地震・津波リスクについて整理しています。</p> <p>一方、ご意見のあった大阪湾断層帯や大阪湾南東岸断層帯などについては、現時点では、国や大阪府の防災計画等において具体的な被害想定が示されていないことから、本計画には記載していません。</p> <p>今後、国や大阪府において新たな調査結果や被害想定が示された際には、その内容を踏まえ、必要に応じて計画への反映を検討してまいります。(総則-8)</p> <p>また、過去の災害経験は、将来の災害に備える上で重要な教訓であり、特に大規模災害を経験していない若い世代へ伝承していく必要があると考えています。</p> <p>本市では、「泉大津市史」等に記録されている宝永地震(1707年)や安政南海地震(1854年)に伴う津波の記録について、防災出前講座などを通じて紹介しています。</p> <p>今後も、過去の災害記録や被災経験の収集・整理に努めるとともに、これらを防災啓発や人材育成に活用し、市民の防災意識の向上につなげてまいります。(予防-75・79、資料10・14)</p>

No.	市民意見等の要旨	泉大津市の考え方
4	<p>能登半島地震において、学校施設を避難所とする場合に、執務時間外の施錠管理が原因で避難所開設が遅れた事例が確認されていることから、泉大津市においても、災害時の避難所の施錠管理方法について、教訓として地域防災計画に位置付けていただきたい。</p> <p>あわせて、災害対応組織の体制や職員・関係者への訓練・教育の充実、資器材の定期確認、ならびに市役所執務時間外の発災を想定した対応について、整理していただきたい。</p>	<p>令和6年能登半島地震において、学校施設を避難所として開設する際、施錠管理が要因となり開設が遅れた事例が確認されていることは、本市にとっても重要な教訓であると考えています。</p> <p>このため、本市では、施設管理者や関係機関との連携の下、災害時に迅速な対応が可能となるよう、学校施設の施錠管理を含めた初動対応について、泉大津市地震災害初動体制規程や各種訓練等を通じて対応の整理を図ってきました。(応急-9・10)</p> <p>こうした既存の取組に加え、他自治体の災害対応事例や訓練の検証結果等を踏まえ、避難所開設に係る運用面の課題について継続的な見直し・改善に努めてまいります。</p> <p>また、災害対応組織の体制整備、職員及び関係者への訓練・教育の充実、避難所運営に必要な資器材の定期的な確認、並びに市役所執務時間外の発災を想定した対応については、いずれも実効性の高い災害対応を行う上で重要な要素であると認識しています。</p> <p>今後も、地域防災計画に基づく訓練や検証を重ねることで、災害対応力の向上に取り組んでまいります。</p>

No.	市民意見等の要旨	泉大津市の考え方
5	<p>大阪府が公表している大阪湾高潮タイムラインや大津川広域タイムラインについて、市民や自主防災組織への説明や共有が十分でないため、役割の認識を含めた説明会や訓練の実施を求める。</p> <p>あわせて、津波だけでなく、発生頻度の高い風水害を対象とした避難訓練や、市役所執務時間外を想定した訓練を開催していただきたい。</p> <p>また、ハザードマップ～洪水高潮想定では、市内の広域で浸水が想定されており、避難場所が不足する可能性があり、東京都の広域避難計画を参考に、泉大津市と隣接する内陸部の市と、広域避難を検討いただきたい。</p>	<p>本市では、大阪府が策定した「大津川流域風水害タイムライン」を基に、「泉大津市風水害タイムライン」を策定しています。</p> <p>本タイムラインは、市の災害対策本部の設置判断、市民への避難の呼びかけのタイミング、関係機関やライフライン事業者が災害時取るべき行動などを、あらかじめ時系列で整理したものであり、主として行政及び関係機関の災害対応を円滑に行うための内部的な運用資料として位置付けています。このため、タイムラインそのものを市民の皆様へ直接提示することは想定していません。</p> <p>一方で、風水害時における避難行動の重要性や、市がどのような判断基準で情報発信や避難の呼びかけを行うのかについて、市民や自主防災組織の皆様にご理解いただくことは重要であることから、本市では、防災訓練や防災講座の機会を通じて、気象情報や避難情報の受け止め方、適切な避難行動等について、分かりやすい形で周知・啓発を行っています。</p> <p>また、津波に限らず、台風や集中豪雨など発生頻度の高い風水害を想定した訓練や、市役所の執務時間外を想定した対応訓練についても、これまでも実施してきており、今後も訓練内容の充実や実効性の向上に努めてまいります。</p> <p>広域避難については、国や都道府県などの広域行政機関による支援と調整が極めて重要ですが、現時点では、具体的な計画は国及び大阪府から示されていません。</p> <p>また、本市の計画においても詳細が定められていませんが、近隣の自治体や同時に被災する可能性が低い遠隔地の自治体と災害時に相互協力するための協定を締結し、お互いの住民の避難を受け入れる体制を整えることをめざしています。(予防-46)</p> <p>ご紹介の他自治体の先行事例等についても参考にしたいと考えています。</p>
6	<p>自主防災組織について、災害時に十分な活動が行えるか懸念があるため、活動実態を定期的に把握・評価し、必要な組織への支援や、防災士などの人材を活用した連携により、自主防災組織の実効性向上を図っていただきたい。</p>	<p>自主防災組織を含む地域住民や事業者等に対する防災に関する啓発については、地域ごとに実施する「防災訓練」や「防災出前講座」等を通じて、継続的に取り組んでいます。また、自主防災組織の体制整備や訓練の実施状況については、各種訓練や事業実施後の活動報告等により把握しています。(予防-81)</p> <p>今後も、活動実態の把握に努めるとともに、必要に応じて、助言や情報提供等の支援を行い、自主防災組織の活動がより実効性のあるものとなるよう、継続的な改善につなげてまいります。</p> <p>併せて、自主防災組織に在籍する防災士をはじめとする地域防災人材の知見や経験を活用するとともに、自主防災組織相互の情報共有や連携を促進することで、地域全体の防災力の向上に努めてまいります。</p>

No.	市民意見等の要旨	泉大津市の考え方
7	<p>インクルーシブ防災(誰一人、取り残さない、取り残されない)の考え方を踏まえ、障がい者や高齢者など配慮が必要な人への支援を強化するため、防災と福祉の連携を進め、介護事業者や社会福祉協議会、民生児童委員等と防災関連組織との連携体制の構築や、介護事業所における防災訓練等の支援をしていただきたい。</p>	<p>本市では、災害時対応や要配慮者支援等を通じて、介護事業者、社会福祉協議会、民生委員等との連携や情報共有を行ってきました。</p> <p>一方で、インクルーシブ防災の理念を踏まえると、平時からの役割整理や防災訓練への参画など、より実効性のある連携体制の構築が必要であることから、防災と福祉の連携を一層強化し、関係機関との協力体制の充実に努めてまいります。(予防-64)</p>
8	<p>災害発生時のし尿等処理のルール化について</p> <p>「最低3日間、できれば1週間分以上の…携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の生活物資の備蓄」を普及啓発していますが(予防74)、きちんと備蓄し凝固消臭処理したとしても、当該廃棄物の収集には大便が含まれるため、パッカー車を使用することができないと思われます。</p> <p>災害発生時のし尿等処理については、第6次泉大津市一般廃棄物処理基本計画(現在、改訂意見募集中)の中で「災害時の収集運搬についての対応を考え、安定した効率的な収集運搬体制の確立を図る。」とされており、具体的な排出・収集ルールは明記されていません。※泉大津市災害廃棄物処理計画は未確認。</p> <p>避難所のキャパには限界もあり、在宅避難する市民も大勢いると推測されるため、トイレに係る普及啓発内容は「備蓄」ととどめず、速やかな復旧のためにも、庁内調整して排出方法等をルール化し、市民に見える化することが必要と考えます。</p> <p>以上から、例えば、いずれかの計画の中で「携帯トイレ・簡易トイレで処理したし尿等については、燃やせるごみに混ぜず、一般ごみと分別して排出する」というルールを規定し、備蓄とともに普及啓発内容に含めることを提案します。</p>	<p>携帯トイレ・簡易トイレ等で凝固消臭処理したし尿等については、平時は「可燃ごみ」として、市がパッカー車で収集しています。この取扱いは、災害時も基本的に同様とし、分別区分を変更する予定は現時点ではありません。</p> <p>一方で、災害時には、携帯トイレ等で処理したし尿等を含め、さまざまな災害ごみが平時より多く発生する可能性があります。また、衛生面を確保するため、集積方法や収集方法等に配慮が必要になります。</p> <p>このため、平時から、袋の使い方や出し方など共通のルールを整理するとともに、市ホームページや広報紙、出前講座等を通じて、備えや分別・排出の心がけについて分かりやすくお知らせしてまいります。</p> <p>災害発生時には、被災状況や収集体制に応じて、出し方や集積場所などの具体的な対応を関係部局と連携して定め、複数の広報媒体を活用して速やかに周知することで、市民の皆様が迷わないよう取り組んでまいります。</p>